

ファイナンシャルプランナー（FP）顧問契約書

代表者名： _____

委任者（甲）
住 所
代表者名 (印)

家族氏名 (印)

家族氏名 (印)

受任者（乙） 〒020-0016
住 所 盛岡市名須川町 28-15-100
事務所名 田中広江ファイナンシャルプランナー事務所
代表者名 ファイナンシャルプランナー田中広江 (印)

ファイナンシャルプランナー顧問契約書

委任者（甲）〒

住 所

代表者名

（印）

受任者（乙）〒020-0016

住 所 盛岡市名須川町 28-15-100

事務所名 ファイナンシャルプランナー 田中広江事務所

代表者名 ファイナンシャルプランナー 田中広江 （印）

委任者（以下「甲」という）は、ファイナンシャルプランニング業務に関してファイナンシャルプランナー田中広江（以下「乙」という）に委任し、乙はこの業務を受任したので、下記の通りファイナンシャルプランナー顧問契約を締結した。

記

第1条 （委任業務の範囲）

- 1 甲の家族にかかわるリスクの管理、保険の管理を中心に、資産の保全や有効活用、相続問題をはじめ、家族内に通常生ずる事項について業務基準規定（日本ファイナンシャルプランナーズ協会平成11年7月1日制定、実施）に定める業務を範囲とする。

第2条 （契約の期間）

- 1 本契約の期間は、次の通りとする。

自：平成 年 月 日

至：平成 年 月 日

ただし、契約1年経過後は甲、乙どちらかからの解約申し出が無い限り自動的に更新するものとする。

第3条 （報酬の額）

- 1 月額顧問報酬は、 月額 円（消費税込み）とする。
- 2 個別相談料は、 家族、友人無料とする。
- 3 資料作成料は、 実費相当額とする。
- 4 特に手数を要する場合において甲は、乙に対して別途に報酬を支払うものとする。
- 5 上記に消費税は含まれておりません。

第4条 (報酬の支払い時期及び支払方法)

- 1 甲は、乙に対して顧問報酬として当月分を当月末までに、現金または銀行口座振替えにより支払いものとする。
- 2 その他の報酬は、業務遂行後に支払うか銀行口座振替えにより支払うものとする。
- 3 月額顧問料 → 銀行引落 現金支払 銀行振込
- 4 消耗品代その他 → 銀行引落 現金支払 銀行振込
- 5 銀行引落の場合 岩手銀行各本支店 (毎月 日)

第5条 (報酬の改定)

- 1 第3条の報酬の額は、契約時の額とし、委任を継続する場合は、経済事情等を考慮して、甲乙相互に協議の上これを改定する。

第6条 (事務用品費)

- 1 甲は、乙に対して委任業務につき発生した業務用品費等については実費を支払うものとする。

第7条 (資料の作成・提示及び責任)

- 1 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、原始資料、その他の資料 (以下「資料等という」) をその責任と費用負担において、乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があった場合に、資料等を速やかに提出しなければならない。
- 3 資料等の不備に起因して生じる委任事案の瑕疵については、甲の責任とする。

第8条 (秘密の保持)

- 1 乙は、業務上知り得た事項について、日本ファイナンシャルプランナーズ協会「会員倫理規定」に基づいた活動をし、他に漏らし又は盗用してはならない。

第9条 (解 約)

- 1 次の事由が発生した時には、本契約を解約することができる。
 - ①第7条に定める資料の提示が所定の日までになされない場合。
 - ②第3条に定めるファイナンシャルプランナー報酬を甲が「3ヶ月以上支払わない」場合。
 - ③甲が適正な会社経営が困難であると乙が判断するような事態が生じた場合。
- 2 甲の申し出により解約する場合は、甲は、第3条に定めるファイナンシャルプランナー報酬金額を限度として乙に支払うものとする。
- 3 乙の申し出により解約する場合は、乙は、解約日以後の月額顧問報酬を限度として甲に返還し、以後、本契約に係わる一切の責任を免れるものとする。

第 10 条 (情報の開示と説明及び責任)

- 1 乙は、甲の委任業務遂行にあたり、とるべき処理方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要がある時や、相対的な判断を行う必要がある時には、甲に説明して承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の説明を受け承諾した時には、当該事項につき後で生じる不利益について乙はその責任を負わない。
- 3 甲が通知をしなかったことによる不利益について、乙はその責任を負わない。

第 11 条 (その他)

- 1 甲は、委任事案を処理するために必要な日当、旅費及び宿泊料等は、乙の請求のあり次第支払うものとする。

第 13 条 (特約事項)

- 1 現在特になし。

以上の契約を証するため本契約書を 2 通作成し、次に記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 年 月 日

委任者 (甲)

住 所

商 号

代表者名

(印)

受任者 (乙) 〒020-0016

住 所

盛岡市名須川町 28-15-100

事務所名

田中広江ファイナンシャルプランナー事務

代表者名

ファイナンシャルプランナー田中広江 (印)